第十条中「不服申立てが不適法であつて補正することができるものであるときは」を「審査請求書が前条の規定に違反する場合には」に、「補正を命ずることができる」を「期間内に不備を補正すべきことを命じなければならない」に改め、同条ただし書中「不適法が軽微なもの」を「違反の程度が軽微」に改める。

第十一条第三項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第四項中「不服申立てに」を「審査請求に」に改め、同項ただし書中「但し、不服申立人」を「ただし、審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第十四条第一項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第十五条第一項中「不服申立人」を「審査請求人」に、「除く外」を「除くほか」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「あわせて」を「併せて」に改める。

第十九条第二項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第二十条の見出しを「(裁決)」に改め、同条第一項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削り、同項ただし書中「補正することができるもの」を「、審査請求書が第九条の規定に違反する場合」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第二項中「決定又は」を削り、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第三項中「決定又は」を削り、「すみやかに」を「速やかに」に改め、「決定書又は」を削る。

第二十一条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第一項中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削り、同条第二項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第三項中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第二十三条中「本章」を「この章」に、「除く外」を「除くほか」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第六章　財務省関係

（税理士法施行令の一部改正）

第三十二条　税理士法施行令（昭和二十六年政令第二百十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第二十七条」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第三十四条」に改める。

（国税通則法施行令の一部改正）

第三十三条　国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第二十九条の二第二項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第二十七条」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第三十四条」に改める。

（国税通則法施行令の一部改正）

第三十四条　国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第三十一条の次に次の一条を加える。

（再調査の請求書の添付書面）

第三十一条の二　法第八十一条第二項（再調査の請求書の記載事項等）に規定する再調査の請求書には、再調査の請求人が代理人によつて再調査の請求をする場合にあつては代理人の権限を証する書面を、再調査の請求人が総代を互選した場合にあつては総代の権限を証する書面を、それぞれ添付しなければならない。

2　審査請求書は、正副二通を提出しなければならない。

3　審査請求書の正本には、審査請求人が代理人によつて審査請求をする場合にあつては代理人の権限を証する書面を、審査請求人が総代を互選した場合にあつては総代の権限を証する書面を、それぞれ添付しなければならない。

4　第二項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術利用法」という。）第三条第一項（電子情報処理組織による申請等）の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して審査請求がされた場合には、第二項の規定に従つて審査請求書が提出されたものとみなす。

第三十二条の次に次の二条を加える。

（審査請求書の送付）

第三十二条の二　法第九十三条第一項後段（答弁書の提出等）の規定による審査請求書の送付は、審査請求書の副本（法第百十二条第三項（誤つた教示をした場合の救済）の規定の適用がある場合にあつては、審査請求書の写し。次項において同じ。）によつてする。

2　前条第四項に規定する場合において、当該審査請求に係る電磁的記録（法第三十四条の六第三項（納付受託者の帳簿保存等の義務）に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）については、審査請求書の副本とみなして、前項の規定を適用する。

（答弁書の提出）

第三十二条の三　答弁書は、正本並びに当該答弁書を送付すべき審査請求人及び参加人（法第百九条第三項（参加人）に規定する参加人をいう。以下同じ。）の数に相当する通数の副本を提出しなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、情報通信技術利用法第三条第一項（電子情報処理組織による申請等）の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して答弁がされた場合には、前項の規定に従つて答弁書が提出されたものとみなす。

3　法第九十三条第三項（答弁書の提出等）の規定による答弁書の送付は、答弁書の副本によつてする。

4　第二項に規定する場合において、当該答弁に係る電磁的記録については、答弁書の副本とみなして、前項の規定を適用する。

第三十三条中「第九十四条」を「第九十四条第一項」に改め、「審査請求人」の下に「及び参加人」を加える。

第三十三条の次に次の一条を加える。

（反論書等の提出）

第三十三条の二　法第九十五条第一項（反論書等の提出）に規定する反論書（以下この条において「反論書」という。）は、正本並びに当該反論書を送付すべき参加人及び原処分庁（法第九十三条第一項（答弁書の提出等）に規定する原処分庁をいう。以下この項及び第三十八条第二項（権限の委任等）において同じ。）の数に相当する通数の副本を、法第九十五条第二項に規定する参加人意見書（以下この条において「参加人意見書」という。）は、正本並びに当該参加人意見書を送付すべき審査請求人及び原処分庁の数に相当する通数の副本を、それぞれ提出しなければならない。